

「江別市学校教育基本計画（案）」に対する市民意見募集結果と市の考え方

1 意見募集の結果

- (1)意見募集期間： 平成25年9月2日(月)から10月2日(水)まで
- (2)計画(案)配置場所： 本庁舎情報公開コーナー、大麻出張所、水道庁舎内証明交付窓口、情報図書館、各公民館、市民会館、野幌鉄南地区センター、豊幌地区センター、教育部学校教育支援室学校教育課
計11か所
- (3)提出いただいた意見
- 提出者数： 1 団体
- 意見数： 8 件

2 江別市学校教育基本計画(案)に対する意見概要と市の考え方

(1) 考え方の区分

取扱区分	意見の反映状況
A	意見を受け入れて案を修正するもの
B	案は修正しないが、今後の進め方等において積極的に参考とするもの
C	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
D	これまでも取り組んできているもの
E	案に取り入れなかったもの

(2)ご意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	取扱区分
1	基本目標1 基本方向1 ・本市の児童生徒は、自己肯定感が低いというアンケート結果について懸念するところです。いじめの問題等においても、子どもが自己肯定感を高めるための取り組みを、幼児期から丁寧に行うことが重要です。〈現状と課題〉では、将来の夢や希望・自己肯定感等を育む教育活動の充実を挙げながら、基本施策の中に具体的な取組みがありません。自己肯定感を高める取り組みを明確に位置づけ、取り組んでください。	既に、各学校においては、自己肯定感を高めるために、教科の指導や道徳教育、児童・生徒の体験活動、成功体験、自分や他人を肯定する言動などへの指導に取り組んでいます。 今後につきましても、毎年実施される全国学力・学習状況調査結果を分析して、課題を整理し、その課題の改善に向け作成している学校改善プランに基づき、取り組みを進めてまいります。	C
2	基本目標1 基本方向1 ・基本施策1-1の中に、貧困はじめDV、無戸籍の問題等、様々な事情で十分に教育を受けることができなかつた子どもや、戦争等で教育の機会を十分に得られなかつた方々などが教育を受けることができる環境整備が必要です。誰もがいつでも、どこでも安心して学ぶことができるよう計画に位置づけるべきです。2013年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、国や自治体に貧困による教育格差をなくすための取り組みを強く求めています。学びのセーフティネットとして重要と考えます。	この計画は、教育委員会が所管する江別市立小学校と中学校の学校教育の目標や施策の方向性を示すものです。経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対してましては、基本目標3 基本方向7-1 就学支援等の充実 において、その就学に必要な援助を引き続き行ってまいります。	E

3	<p>基本目標1 基本方向1</p> <p>・基本施策1-2の教材・教具などのICT化や整備を進めるときには、学習障がい、発達障がいの子どもが不利益を受けることが無いように、障がいの特性に配慮した整備をすすめてください。</p>	<p>教材・教具などのICT化や整備を進めるときには、個々の障がいの状態や特性に応じて、今後も十分配慮しながら進めていきます。</p> <p>また、学習障がいや発達障がいの子どもにも学習上の理解等を高める効果的な活用を図ってまいります。</p>	B
4	<p>基本目標1 基本方向3</p> <p>・基本的な考え方において、法的にも社会的にも共生社会の形成に向けすすんでいる状況であることから、インクルーシブ教育に向けた考え方を位置づけるべきです。</p> <p>2013年9月1日、学校教育法施行令の一部が改正施行されました。これまでは、学校教育法22条第3項の基準に該当する障がいの重い児童生徒の就学先は原則特別支援学校とされており、地域の学校を選択すると「認定就学者」いわゆる「例外」とされてきましたが、障がいのある児童生徒の就学先決定において「認定就学者」という考え方が廃止され、本人と保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズや必要な支援について合意形成を行うことになりました。今回の改正は、未だ最終決定権が教育委員会にある等課題は残りますが、就学先決定における一つの「差別」が解消されたことは重要です。障がいのある子どもにも、障がいのあることが周囲から認識されていないものの、学習上または、生活上の困難のある子どもにも、さらには、すべての子どもにとっても良い効果をもたらすものと考えます。市民一人ひとりがインクルーシブ教育の理解を深めることも重要です。</p>	<p>インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進につきましては、計画の策定作業中に様々な通知が国から出されておりますので、基本的考え方に、インクルーシブ教育に向けて考え方を加えます。</p>	A
5	<p>基本目標2</p> <p>・基本施策4-2読書活動の推進では、毎年1校ずつでも、計画的に専任の司書を配置していくことを目指してください。子どもたちにとって、心や感性を豊かにする読書推進活動は、インターネットや携帯電話等電子機器が急速に普及している現状では一層重要と考えます。</p>	<p>学校図書館の専任司書を全小中学校に配置することは理想的ではありますが、短期間での実現は難しい面がありますので、情報図書館に配置し、各学校に計画的に派遣いたします。</p> <p>いただいたご意見は、学校図書館機能の向上について検討する際の参考にさせていただきます。</p>	D
6	<p>基本目標2</p> <p>・基本施策4-5における各種施策体制の充実においては、教育と医療と福祉の連携が必要な場合が多く重要と考えますので、具体的な取り組みを盛り込んでください。</p>	<p>不登校などの問題を抱える児童生徒への対応については、ご意見のとおり医療や福祉等との連携が一層重要になってきています。</p> <p>「主な取組」欄に記載しているスクールソーシャルワーカー事業において、教育委員会に配置している社会福祉士が、学校や関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>	D

7	<p>子ども施策の総合的な取り組みについて ・教育、認定子ども園、虐待、障がい施策など子ども施策を総合的な取り組みとして進めていくためには、組織改編も含めた庁内連携の体制づくりが求められます。組織の新設、教育委員会と子育て支援室、子ども家庭課の組織統合も視野に入れ、「子どもの最善の利益」の保障となるように近づけていくための組織づくりをすすめてください。</p>	<p>障がい児への対応や虐待問題への対応など全てを一元的に所管する組織改編は難しい面がありますので、各組織間の連携に一層努めて参りたいと考えています。 なお、当面している課題として、「子ども・子育て関連3法」に基づく平成27年度からの子ども・子育て支援新制度、認定こども園等の対応については、所管する組織も含めて検討中です。</p>	B
8	<p>本計画策定過程について ・札幌市では新たな教育振興計画策定にあたり、札幌市子ども教育委員会を設置し、各学校に出向き、児童生徒から意見の聞き取りをしたとのことです。江別市次世代育成行動支援計画(後期)では、子どもの権利条約の普及と4つの権利が示されており、子どもの意見を反映していくことが求められます。このことから、計画策定への子ども参加と意見反映、さらには、本計画の検証についても同様な取り組みを実施していくべきです。</p>	<p>札幌市は複数の市立高校を設置しており、「いじめ・不登校」などをテーマにした「子ども教育委員会」の委員長と副委員長は、高校生が担ったとのことです。 江別市でも、中学生サミットで「いじめ」を中学生自ら論議するなど、意見表明の場を設けているほか、教育委員会内の研究組織で毎年度、アンケート方式で、児童・生徒、保護者の意識調査を実施しています。 各施策の実施に当たっては、必要に応じて、子どもの意見を反映できるよう、配慮してまいります。</p>	B